

船橋に備え置いてください!

仙台塩釜港（仙台区・塩釜区）の地域的情報（参考）

1. 仙台塩釜港付近海域の気象・海象の特性
 - ・春から夏にかけては北東よりの「やませ」が吹き、三陸特有の濃霧が多発します。
 - ・冬季には風雪を伴う強い季節風が連吹することがあります。
 - ・台風や発達した低気圧の影響で、仙台区では東から南東のうねりの影響が大きくなる可能性があるため、注意が必要です。
2. 仙台塩釜港における港則法に基づく港長勧告基準

●台風・発達した低気圧等

勧告の種類	発出基準
警戒勧告 (第一体制)	・台風の強風域が到達すると予想される場合 ・仙台管区气象台から東部仙台地域又は仙台市東部、塩釜市に暴風警報、暴風雪警報が発表された又はされるおそれのある場合
避難勧告 (第二体制)	・台風の暴風域が到達すると予想される約12時間前 ・東部仙台地域又は仙台市東部、塩釜市の予想風速が陸上20m/S以上となるおそれがある場合 ・波浪警報が発表され、その予想波向が東寄り(E~SE)である場合(仙台区に限る。)

※船舶が執るべき措置等につきましては、別表1、2をご覧ください。

3. 走錨事故防止のために
 - ・最新の気象、海象情報を入手しましょう。
 - ・早期の避難、荒天準備を実施しましょう。
 - ・適切な避泊地を選定しましょう。
 - ・万全な守錨体制を確立しておきましょう。

4. 仙台塩釜港内での錨泊について
仙台塩釜港内は狭隘であるため、原則錨泊はできません。

※なお、ご不明な点がございましたら、宮城海上保安部交通課にお尋ねください。

緊急連絡先	
海の緊急通報(118番)	
宮城海上保安部	☎ 022-363-0114
交通課(港長事務取扱い)	☎ 022-367-3917
仙台塩釜港船舶通航信号所	☎ 022-365-9770 ※仙台塩釜港航路を利用する船舶

宮城海上保安部ホームページ

<https://www.kaiho.milt.go.jp/02kanku/miyagi/>



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

台風等に関する港長が行う勧告及び命令発出基準と船舶が執るべき措置(塩釜港区)

勧告・命令等の別	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置					解除の基準	
		3000G/T以上	3000G/T未満	危険物船	旅客船	小型船(漁船・プレジャーを含む)		
注意喚起	仙台管区気象台から「宮城県気象情報」が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●関連情報を収集する ●連絡体制の確保 ●荷役中止基準に該当する場合荷役中止 ●係留強化の検討 					<ul style="list-style-type: none"> ●運用基準に基づき対応する ●陸揚げ可能な船舶は陸揚げ個縛強化又は係留強化の検討 	-
勧告	警戒体制 (略称: 第一体制)	1 台風の強風域が到達すると予想される場合 2 異常気象等により、仙台管区気象台から東部仙台地域又は塩釜市に暴風警報、暴風雪警報が発表された又はされるおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ●荒天準備 ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 ●荷役・作業中止の検討 ●VHF搭載船は常時聴取 ●AIS搭載船は常時作動 ●港外退避準備 ●曳船との調整 ●塩釜信号所との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●荒天準備 ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 ●荷役・作業中止の検討 ●VHF搭載船は常時聴取 ●AIS搭載船は常時作動 ●係留強化又は港外退避準備 ●港外退避の場合、塩釜信号所との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●荒天準備 ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 ●荷役・作業中止の検討 ●VHF搭載船は常時聴取 ●AIS搭載船は常時作動 ●港外退避準備(注1) ●曳船との調整(注2) ●塩釜信号所との調整(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●運用基準に基づき対応する ●陸揚げ個縛強化 ●係留強化(注5) 	1 仙台塩釜港が台風の強風域を抜け、又は温帯低気圧となり、港内の安全が確認された場合 2 暴風警報・暴風雪警報が解除され、港内の安全が確認された場合	
	避難体制 (略称: 第二体制)	警戒体制の発令下において 1 台風の暴風域が到達すると予想される約12時間前 2 上記2の状況において、予想風速が陸上20m/s以上となるおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ●荷役・作業中止 ●安全な海域への退避 ただし、安全に避泊できる海域への避難が困難な場合には係留避泊とし、万が一に備え、曳船の使用を考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ●荷役・作業中止 ●安全な海域への退避 ただし、安全に避泊できる海域への避難が困難な場合には係留避泊とし、万が一に備え、曳船の使用を考慮する ●安全運用基準に基づき対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ●運用基準に基づき対応する 	1 仙台塩釜港が台風の暴風域を抜け、又は温帯低気圧となり、港内の安全が確認された場合 2 警報が解除され、港内の安全が確認された場合 3 避難体制発出基準を下回る状況となるも、なお影響が残る場合は避難体制から警戒態勢へ移行する	
命令	船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じる恐れのある場合	<ul style="list-style-type: none"> ●発出の対象船は命令の内容を履行する。 						

